

高知県地域防災計画修正（令和5年6月）の概要

高知県地域防災計画について

高知県の地域に係る防災に関し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災上重要な施設の管理者等の処理すべき事務又は業務の大綱を定めるもの。災害対策基本法第40条の規定により、防災基本計画に基づき、都道府県地域防災計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

修正の主な内容

令和3年度に発生した災害や法改正等を踏まえ、令和4年6月に修正された国の防災基本計画の内容を本県の地域防災計画に反映するもの。

主な修正項目

令和3年度に発生した災害を踏まえた修正

○盛土による災害の防止に向けた対応

- ・危険が確認された盛土に対する自治体による速やかな是正指導
- ・県による市町村計画等への適切な助言・支援

○安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化

- ・平時からの安否不明者の氏名等公表に係る手続等の整理
- ・災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者の絞り込み

○航路等に漂流する軽石の除去

- ・港湾管理者・漁港管理者による航路啓開等のための軽石の除去

○海外で大規模噴火が発生した場合等の津波における避難情報の適切な発令

- ・海外で大規模噴火が発生した場合等の潮位変化に関する情報の周知



静岡県熱海市での土石流災害
(出典：内閣府HP 令和4年版防災白書)



海底火山「福徳岡ノ場」の噴火に伴う軽石被害
(出典：海上保安庁HP 海の安全情報)

関連する法令改正を踏まえた修正

○災害応急対策に従事する航空機の安全確保

- ・緊急用務空域の指定の依頼や同空域における無人航空機の飛行許可申請に係る調整

その他

- ・各機関からの意見等を踏まえ、所要の事項を修正